② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体(甲型)にあっては、共同企業体を構成する代表者は、下記に掲げる㈀同種工事(Ⅰ)のａ）及びｂ）かつ、(Ⅱ)のｃ)又は㈁類似工事(Ⅱ)のｃ）の施工実績を有すること。また、共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、㈁類似工事(Ⅰ)のａ）及びｂ）の施工実績を有すること。ただし、共同企業体を構成する代表者が㈀同種工事(Ⅱ)のｃ）の実績を有さない場合は、共同企業体を構成する代表者以外の構成員の１者以上が㈀同種工事(Ⅱ)のｃ）の実績を有すること。

③ 特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体(乙型)にあっては、鋼橋上部工工事の有資格者は㈀同種工事(Ⅰ)のａ）及びｂ）の施工実績を有し、ＰＣ橋上部工工事の有資格者は㈀同種工事(Ⅱ)のｃ）の実績を有すること。

㈀ 同種工事

(Ⅰ) 鋼橋上部工工事

ａ）鋼連続箱桁橋（新設橋）の工場製作をした工事

ｂ）供用中の自動車専用道路と交差する鋼箱桁橋を通行止め規制内で、トラッククレーン又はクローラークレーンを用いた工法により架設した工事

(Ⅱ) ＰＣ橋上部工工事

ｃ）片持ち式張出し架設工法により架設した、ＰＣ（ＰＲＣを含む。）連続箱桁橋の工事

㈁ 類似工事

(Ⅰ) 鋼橋上部工工事

ａ）鋼連続箱桁橋（新設橋）の工場製作をした工事

ｂ）供用中の道路と交差する鋼箱桁橋を通行止め規制内で、トラッククレーン又はクローラークレーンを用いた工法により架設した工事

(Ⅱ) ＰＣ橋上部工工事

ｃ）ＰＣ（ＰＲＣを含む。）箱桁橋の工事

⑷ 配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。

① 専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種（鋼構造物工事及び土木一式工事）に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成10年度以降に下記の同種工事の経験を有する者であること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。

特定建設工事共同企業体（甲型）の代表者は同種工事の全てを有し、代表者以外の構成員は、各構成員が有する鋼橋上部工工事又はＰＣ橋上部工工事の資格に対応する工種の同種工事の実績を有する技術者を配置できるものとする。

特定建設工事共同企業体（乙型）の構成員は、各構成員が有する鋼橋上部工工事又はＰＣ橋上部工工事の資格に対応する工種の同種工事の実績を有する技術者を配置すること。

同種工事（下記ａ）、ｂ）及びｃ）を必要とする。）

(Ⅰ) 鋼橋上部工工事

ａ）鋼連続箱桁橋（新設橋）の工場製作をした工事

ｂ）供用中の道路と交差する鋼箱桁橋を通行止め規制内で、トラッククレーン又はクローラークレーンを用いた工法により架設した工事

(Ⅱ) ＰＣ橋上部工工事

ｃ）ＰＣ（ＰＲＣを含む。）箱桁橋の工事

③ 専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑤ 詳細設計において、次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

㈐ 管理技術者

１）技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］

２）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］で平成12年度以前の試験合格者

３）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］で平成13年度以降の試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事していること。

４）ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）

㈑ 照査技術者

１）技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］

２）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］で平成12年度以前の試験合格者

３）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］で平成13年度以降の試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事していること。

４）ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。確認資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも確認資料を提出できるが、この場合、確認資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには開札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑸ 競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。

⑹ 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ）工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）又は工事等競争参加資格登録要領別紙９－２に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（乙）による協定書（案）が提出されていること。